

令和 8 年度 公共建築工事積算基準類とその改定について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室

1. はじめに

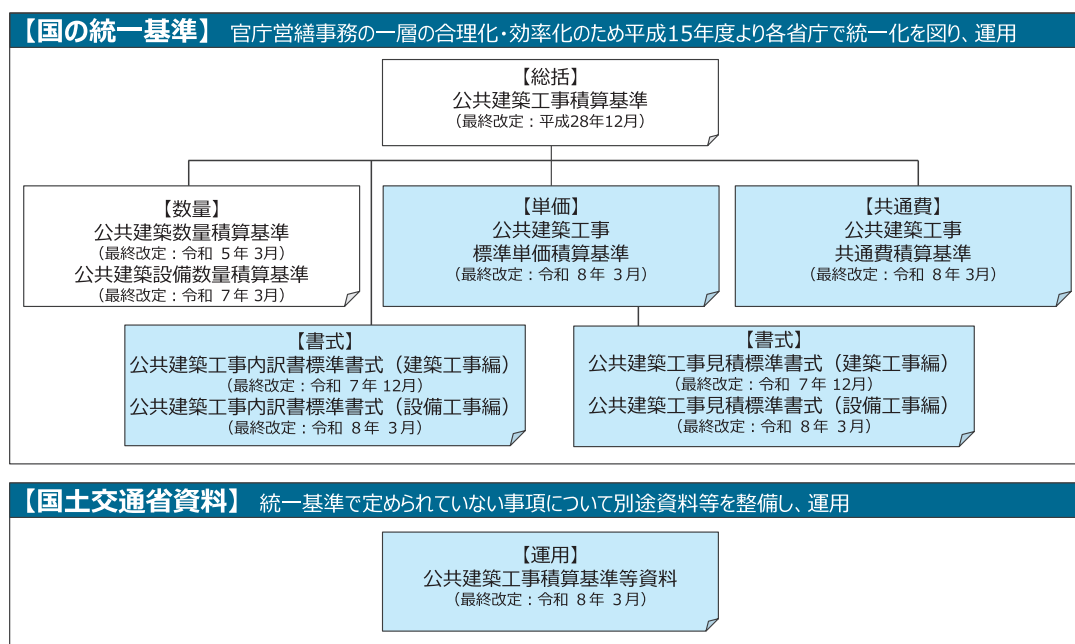
国が発注する営繕工事に関する積算基準については、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置付けられており、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築

工事見積標準書式」により構成されています。

また、国土交通省では、統一基準の運用等にかかる資料として、「公共建築工事積算基準等資料」を作成しています（図－1）。

更に国の統一基準である公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組みをセットにした『営繕積算方式』を解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、公表しています。

これらの公共建築工事積算基準類について、主な内容と主な改定内容を以下に紹介します。



図－1 公共建築工事積算基準類について（今回改定は青地で表示）

2. 公共建築工事積算基準類

(1) 統一基準

① 公共建築工事積算基準

公共建築工事の工事費の適正な積算に資することを目的として、発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算に関する総括的な事項を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・工事費の種別、区分等
- ・直接工事費及び共通費算定の基本的内容
- ・各積算基準類の適用

② 公共建築工事標準単価積算基準

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算における、単価及び価格に関する事項を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・単価の種別（材料価格等、複合単価、市場単価、単位施工単価、見積価格等）
- ・複合単価及び単位施工単価の算定に用いる歩掛りの構成（材料、労務、機械器具、その他）
- ・単価及び価格の適用に関する一般的事項
- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に関する項目ごとに適用する単価の種別（市場単価、歩掛り、見積価格等）及び各歩掛りの具体的内容

③ 公共建築工事共通費積算基準

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算における、共通費に関する事項を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・共通費の区分（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）と計上内容
- ・共通仮設費の算定方法
- ・現場管理費の算定方法
- ・一般管理費等の算定方法

④ 公共建築数量積算基準

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の

積算における、建築数量に関する事項を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・数量の計測・計算における有効桁の取扱い
- ・数量の計測・計算、区分方法について、仮設、土工・地業、躯体、仕上、屋外施設等、発生材ごとに詳細を規定

⑤ 公共建築設備数量積算基準

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算における、建築設備数量に関する事項を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・数量の計測・計算における有効桁の取扱い
- ・数量の計測・計算、区分方法について、共通事項、電気設備工事、機械設備工事ごとに詳細を規定

⑥ 公共建築工事内訳書標準書式

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算における、工事費内訳書の標準書式を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・内訳書の構成（種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書）
- ・内訳書の記載内容
- ・内訳書の標準書式
- ・その他

⑦ 公共建築工事見積標準書式

公共建築工事の工事費の積算に際し参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者や専門工事業者から適正な見積価格を得ることを目的として、見積取得における見積書の内容等を定めたものです。

主な内容は以下のとおりです。

- ・見積依頼時に必要な書類、見積書の構成
- ・各書類の主な記載項目等
- ・見積項目ごとの標準書式

(2) 運用にかかる資料（国土交通省資料）

① 公共建築工事積算基準等資料

公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準、公共建築工事共通費積算基準等を円滑かつ適切に運用することを目的として、必要な事

- 項をとりまとめたものです。
- 主な内容は以下のとおりです。
- ・工事費について
 - ・単価、価格等について（共通事項、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事）
 - ・共通費について（共通事項、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）

3. 積算基準類の改定

- 今回改定した公共建築工事積算基準類は、以下のとおりです。
- ・公共建築工事標準単価積算基準
 - ・公共建築工事共通費積算基準
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・公共建築工事積算基準等資料

- (1) 公共建築工事標準単価積算基準
- 主な改定概要は以下のとおりです。
- ・「労務費に関する基準」（令和7年12月中央建設業審議会 作成・勧告）において、「雇用に伴う必要経費については、請負契約の中で必要額が別途計上される必要がある」等の指摘がされていることを踏まえ、実態調査の結果、専門工

- 事業者等の諸経費の率について、表－1のとおり、「労務費」と「材料費、消耗材料費等」のそれぞれの率を設定しました。これにより、公共工事設計労務単価に応じた水準の「労務費と併せて確保することが必要な経費」が確保されていることが、発注者の積算において明確になると考えられます。
- ・絶縁ケーブルについて、新たに単位施工単価を導入しました（表－2、3）。

- (2) 公共建築工事共通費積算基準
- 本店及び支店の運営にかかる費用等である一般管理費等率について、実態調査の結果、表－4のとおり改定しています。今回の改定において、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等で分かれていた一般管理費等率の算定式等をまとめています。
- (3) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）
- エレベーター設備について、実情に合わせて細目別内訳等の見直しをしています。

表－1 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備考
労務費	42～52%	
材料費、消耗材料費等	9～13%	

表－2 ベース単価の歩掛り（絶縁ケーブル）

600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形（EM-EEF）
二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工〔人〕	諸経費	備考
			600V 絶縁ケーブル〔m〕				
600V 絶縁ケーブル	2.0mm-3C	m	1.15	1式（材料価格×0.03）	0.017	1式	
率を乗ずる歩掛りの区分			労以外		労		

表－3 単価の種別、摘要等（絶縁ケーブル）

種別	細目	摘要	単位
シフト単価	600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形（EM-EEF） 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-2C	m
シフト単価	600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形（EM-EEF） 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-2C	m
シフト単価	600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形（EM-EEF） 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 1.6mm-3C	m
ベース単価	600V 絶縁ケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形（EM-EEF） 二重天井内、二重床内、ピット内及びトラフ内配線 2.0mm-3C	m

表－４ 一般管理費等率（建築工事，電気設備工事，機械設備工事，昇降機設備工事）

工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率 算定式により算 定された率	9.34%
算定式 $Gp = 32.597 - 3.591 \times \log_{10} (Cp)$ ただし、Gp：一般管理費等率（％） Cp：工事原価（千円） 注 1. Gp の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

(4) 公共建築工事積算基準等資料

標準単価積算基準，共通費積算基準等，積算基準類において今回改定された内容が，円滑かつ適切に工事費の積算に反映されるよう，国土交通省の運用の見直しを行っています。

4. 『営繕積算方式』活用マニュアル

国土交通省では，改正品確法を踏まえ，公共建築工事の円滑な施工を確保する観点から，『営繕積算方式』を解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを平成 27 年に作成し，公表しました（図－2）。

公共建築相談窓口において，よく質問をいただく内容についても紹介しています。

今回の公共建築工事積算基準類の改定を踏まえ，本マニュアルを改定しています。

本マニュアルについては，官庁営繕工事において適切な活用を図るとともに，地方公共団体等に対して，各種会議等を通じて情報提供を行っています。

5. おわりに

今回紹介した公共建築工事積算基準類及び『営繕積算方式』活用マニュアルの詳細については，国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページに掲載しています。

【ホームページ】

- 1) 公共建築工事積算基準類（官庁営繕の技術基準 3-6. 工事費積算関連）：
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
- 2) 『営繕積算方式』活用マニュアル：
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html

『営繕積算方式』

- 「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法（官庁営繕工事における積算手法）

『営繕積算方式』

- ・最新単価の適用
- ・地域外労働者の確保費用の計上
- ・工期連動型共通費積算方式
- ・補正市場単価
- ・適切な数量算出
- ・入札時積算数量書活用方式
- ・見積活用方式
- ・積算条件の明示
- ・共通費の適切な積み上げ
- ・物価スライド
- 等

『営繕積算方式』活用マニュアル

- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』を分かりやすく解説したマニュアルを作成

【最近のマニュアルの主な改訂】

- ・働き方改革の取組を追加（熱中症対策、週休 2 日促進工事）
- ・資材価格の高騰など昨今の社会情勢への対応に係る内容を充実（スライドの運用、工事一時中止に伴う増加費用）
- ・小規模の軸組構法の木造建築物の数量算出に関する解説を追加
- ・単位施工単価を追加

本マニュアルを活用すること等により、
『営繕積算方式』を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

【『営繕積算方式』及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地における公共建築工事の予定価格と実勢価格との乖離への対応方法として、国土交通省の官庁営繕工事における積算手法や不調・不発対策の取組を『営繕積算方式』としてパッケージ化。
- 第 4 回復興加速会議（H26.9）において、東日本大震災の被災地において本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施するため、『営繕積算方式』を被災 3 県の地方公共団体へ普及させることを決定。これに対応するため、『営繕積算方式』活用マニュアル（被災 3 県版）を作成。
- 品確法を踏まえ、発注関係事務の適切な運用を図るために、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「普及版」を作成（H27.1）。

図－2 『営繕積算方式』及び活用マニュアルについて